

 **株式会社 アステム**

(2007年度版)

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- [会社の沿革] 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- [会社の目的] 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- [事業の内容] 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- [財務の概要] 平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- [主要株主名] 株主 6 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- [役員の状況] 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- [従業員の状況] 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- [営業方針] 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- [当社及び当業界を取巻く環境] 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- [営業の経過及び成果] 当社の平成 18 年度における業績について記載しています。
- [対処すべき課題] 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- [受託業務管理規則] 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

[財務比率]

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(※ 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名 : 株式会社アステム
代表者名 : 代表取締役社長 阿竹 康之
所在地 : 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話番号 : 06-4790-3401(代表)

②会社の沿革

当社は、個人商店で大阪穀物取引所に加入しておりましたが、昭和37年1月に会社組織として新しく創業することになりました。

年 月	概 要
昭和37年 1月	商品先物取引の受託業務を目的として、脇田米穀株式会社を大阪市都島区東野田町2丁目9番15号に創業。農林水産大臣より、大阪穀物取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。資本金1,500万円。
昭和42年 9月	資本金3,000万円に増資。
平成 5年 7月	当業型取引員から専業型取引員へ変更。
平成 6年 8月	カンサイフューチャーズ株式会社に社名変更。
平成 7年 7月	資本金6,000万円に増資。
平成 8年12月	資本金1億8,000万円に増資し、通商産業大臣より大阪繊維取引所綿糸・毛糸市場、神戸ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
平成 9年 6月	資本金3億6,000万円に増資。
平成 9年11月	農林水産大臣より東京穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成10年 2月	東京支店開設。
平成11年 2月	大阪商品取引所綿糸・毛糸市場の脱退。
平成11年 7月	資本金4億5,000万円に増資。
平成14年 6月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の商品取引員の許可を受ける。
平成14年 8月	株式会社アステムに社名変更並びに大阪市中央区に本社移転。
平成14年 9月	郡山支店開設。
平成14年12月	経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の商品取引員の許可を受ける。
平成16年 2月	為替証拠金取引業務を開始。
平成16年 8月	郡山支店廃止。
平成17年 2月	為替証拠金取引業務を廃止。

③会社の目的

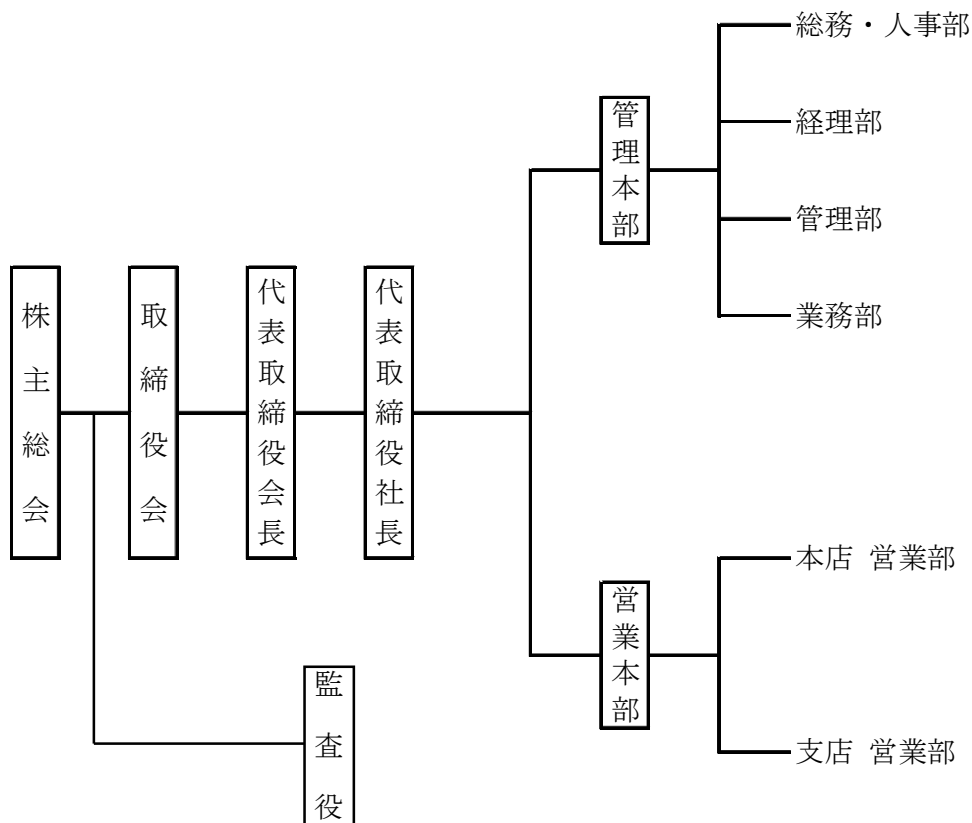
1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに商品指数の売買及び売買取引の受託業務
2. 農産物及飼料並肥料等の売買
3. 木材、木製品、合板と其の加工品の売買並びに其の商品売買の仲介及び売買取引の受託業務
4. 外国為替取引業務
5. 上記に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち、 線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2)業務の内容

(a)主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。（許可番号：農林水産省指令 16 総合第 1870 号・経済産業省 平成 17・03・16 商第 1 号）

取引所名	市場名							上場商品名
	農産物	穀物指数	農産物	水産物	ゴム	ゴム指数	石油	
関西商品取引所	○							小豆、米国産大豆、NON-GOM大豆 大豆ミル、プロイラー
		○						穀物指数、コーヒー指数
				○				冷凍えび
東京穀物商品取引所	○							小豆、一般大豆、NON-GOM大豆、トウモロコシ アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆ミル 野菜、生糸
中部大阪商品取引所					○			RSS3号、TSR20
						○		天然ゴム指数
							○	ガソリン、灯油、軽油
							○	鉄スクラップ

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b)従たる業務

該当事項はありません。

⑤営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号	06-4790-3401
東京支店	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目16番8号	03-5643-2850

⑥財務の概要

決算年月 平成19年3月期

(a) 資本金	450,000	千円
(b) 純資産額 *1	674,942	千円
(c) 総資産額	1,772,487	千円
(d) 営業収益	801,009	千円
(うち、受取委託手数料)	(755,660)	千円
(e) 経常損失	△60,671	千円
(f) 当期純利益	5,635	千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 900,000 株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名

氏名	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合
阿竹 壽夫	490 千株	54.4 %
阿竹 康之	215.5	24.0
富永 忠則	30	3.3
山本 忠弘	22	2.4
鈴木 礼子	125	13.9
阿竹 美尚	17.5	2.0
計	900	100.0

⑨役員 の 状 況

役員及び職名	氏名・生年月日	所有株式数
代表取締役 会 長	阿 竹 壽 夫 昭和11年4月29日	千株 490
代表取締役 社 長	阿 竹 康 之 昭和35年4月8日	215
常務取締役	菊 川 直 樹 昭和25年8月7日	0
取 締 役 (営業本部長)	船 木 章 昭和28年4月25日	0
取 締 役 (管理本部長)	山 下 好 一 昭和35年3月28日	0
監 査 役 (非常勤)	牛 居 秀 雄 大正10年12月4日	0
計	7名	705

(注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非営業
従 業 員 数	64 人	48 人	16 人	38 人	26 人
平 均 年 齢	34 才	36 才	27 才	31 才	38 才
平均勤続年数	7 年	8 年	5 年	5 年	11 年
外 務 員 数	46 人	42 人	4 人		

2. 営業の状況

①営業方針

当社は創業以来の「お客様第一主義」を基本に、お客様のニーズに合った、生きた情報、良質のサービスの提供等、お客様の立場に立ったアドバイザー業務の不断の質の向上に全社を挙げて取り組み、信用力の強化に努めるとともに、コンプライアンス、財務内容の強化、明確化、業務に付随するリスクの管理を目的とする内部統制の水準の向上を図っております。

また、平成17年5月1日施行の改正商品取引所法は、清算機関の設置やトランスファー制度の導入、委託者資産保全の確保の仕組み等、商品先物取引市場の国際的信頼性、利便性を高めるべく各種規制や規則の見直し、強化が図られたことに伴い、市場流動性の減少等わが国の商品先物市場にかつてない影響を与え、取引所の合併や、商品取引員の淘汰等、厳しい状況を目の当たりにするようになっております。

当社では、こうした変化に対応すべく、社内研修制度を充実させ、社員一人一人の意識を活性化させるとともに、社内管理体制の強化を図り、委託者の利便性の向上を目指すとともに、誠実で質の高い対面営業を通じて委託者からの信頼を獲得し、透明で健全な経営体制の構築に務める所存です。

②当社及び当業界を取巻く環境

わが国の経済は、企業収益の改善による設備投資の増加等、民間需要に支えられた景気回復が続いており、出遅れ感のあった個人消費も持ち直しておりますが、原油価格の動向が内外経済に与える影響等のリスク要因も看過することはできず、今後、景気が持続的に拡大軌道を進んでいくのか注意する必要があるものと考えております。

当業界では、平成17年5月より改正商品取引所法が施行されましたが、これはわが国の金融、資本市場を取巻く環境の大きな変化の流れを背景に持つものであり、委託者・市場・国際化の3つの視点による制度改正を目的とするものであると考えております。

市場機能の充実、確保は国際市場としてのわが国の商品先物市場の魅力を高めるため、クリアリング制度やトランスファー制度などの諸制度の導入によってその実現が図られ、海外玉の増加等成果が上がっておりますが、利用者保護、取引の適正化の充実、確保の為に実施された行為規制、厳正な法執行はその質、量においてかつてない規模で行われた為、対応が間に合わず、取引を縮小させる取引員も見られました。

全体として、市場の取引量は改正前より低下し、市場の合併や取引員の減少など厳しい状況を迎えました。

海外の商品先物市場の出来高の増加、とりわけ経済成長に伴う中国の商品取引所の急速な成長に比べ、わが国の商品先物市場の低迷は際立っております。

当社は、急速なグローバル経済の進展の中で待ったなしに変化する商品先物市場を取巻く環境を見据え、市場参加者の誠実なパートナーとして顧客満足度の不断の向上を図りつつ、ひいてはわが国の商品先物市場の信頼性、利便性を裏打ちするプロの市場仲介者として、最良のサービスを提供できる様、役職員ともども日々、研鑽に励んでまいり所存です。

③営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

全国商品取引所総出来高は、平成16年3月期（155,790千枚）より3期連続して出来高の減少となりました。主な市場別売買高は、石油市場が23,615千枚（前期比44.5%減）、農産物市場が18,017千枚（前期比23.5%減）、貴金属市場が32,617千枚（前期比8.5%増）となり、総売買高は85,067千枚（前期比21.0%減）となりました。商品先物取引業界の低迷を反映し、商品取引所が7取引所から東京工業品取引所・東京穀物商品取引所・中部大阪商品取引所・関西商品取引所の4取引所へ、商品取引員も95社（平成17年5月）から79社（平成19年3月）に減少しました。このような状況の中、当社の主たる事業である商品先物取引における総売買高は、433千枚（前期比15.0%減）となりました。その結果、受取手数料は7億5565万円（前期比17.2%減）を計上しました。

(2) 売買損益部門

農産物を中心とした自己ディーリングによる商品先物取引の総売買損益は4,535万円を計上しました。

以上の結果、当期の営業損失は△8,049万円、経常損失は△6,067万円、当期純利益は564万円となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期別 商品市場名	第46期 (自平成18年4月1日) (至平成19年3月31日)
農産物市場	726,677
農産物・飼料指数市場	9
石油市場	24,725
ゴム市場	2,372
天然ゴム指数市場	1,877
合計	755,660

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期別 商品市場名	第46期 (自平成18年4月1日) (至平成19年3月31日)
農産物市場	37,247
農産物・飼料指数市場	80
石油市場	5,625
ゴム市場	1,881
天然ゴム指数市場	438
小計	45,271
商品売買損益	79
小計	79
合計	45,350

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期別 内訳	第46期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)		
		委託	自己	合計
農産物市場		243,106	134,009	377,115
農産物・飼料指数市場		3,865	4,544	8,409
石油市場		30,747	14,049	44,796
ゴム市場		1,289	114	1,403
天然ゴム指数市場		1,159	194	1,353
合計		280,166	152,910	433,076

(注) 売買高には、受渡による決済数量は含まれておりません。

④対処すべき課題

近年の商品先物取引業界は、手数料の自由化、商品取引清算機構の設置、勧誘に係る規制強化など、制度を巡る環境が大きく変化してきており、より一層の委託者保護・法令順守が求められるところであります。

当社としましては、お客様に安心してお取引頂ける関係性の構築を図るため、営業社員一人一人のスキルアップを図ると共に、内部管理体制の強化や財務基盤の確立を緊急課題とし、全力をあげて取り組んでまいります。

⑤受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大と、委託者の保護育成を図ることにより、業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

(管理組織)

第2条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、管理責任者を次のとおりおくものとする。尚、管理責任者は営業部門を兼務しない。

- ①管理総括責任者を取締役管理本部長とする。
- ②管理総括責任者を補佐する副総括責任者は、本店管理部長とする。
- ③管理担当責任者は、本社及び従たる営業所の管理部の長とする。

2. 管理部の職務は次のとおりとする。

- ①「顧客カード」及び「口座設定書」を精査し、顧客の選別並びに受託の適否の決定。
- ②顧客管理のための「顧客カード」及び「口座設定書」の整備。
- ③委託者の資金力・取引経験等からみて不相応、不適切と判断される売買取引の抑制。
- ④商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る第7条及び第8条に基づく審査。
- ⑤登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導及び牽制。
- ⑥取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置。
- ⑦外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適

正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。

- ⑧委託者からの苦情・紛争が生じた場合の調査並びに適切な対応。
- ⑨過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入予防措置。
- ⑩商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。(アンケート調査)
- ⑪その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。
- ⑫取締役会への管理総括責任者による管理業務の定例報告。

(取引意思の確認及び属性の把握)

第3条 当社は、商品先物取引を行おうとする委託者より約諾者の差入れに先立って、以下に掲げる項目について委託者に直接記入を求める「口座設定書」の差入れを受けるものとする。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、連絡先
- ②家族構成(配偶者の有無、子、その他)
- ③職業、役職、勤務先及び勤務先住所
- ④年収、預貯金等の資産の額、住居の状況(持家、借家等)
- ⑤先物取引経験の有無(取引会社名、取引期間、投資額)
- ⑥株式等経験の有無(取引会社名、取引期間、投資額)
- ⑦投資可能資金額
- ⑧商品先物取引理解度

2. 前項第7号に定める投資可能資金額の申告にあたっては、投資可能資金額とは、顧客が取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいい、既に商品先物取引によって損失等が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能資金額から当該損失等を控除した額を当該顧客の投資可能資金額とする旨を、事前に分かりやすく説明し、理解させるものとする。

3. 担当外務員は、第1項の口座設定書の記載に基づき、顧客カードを作成し、これを管理担当責任者に提出するものとする。なお、口座設定書及び顧客カードは取引開始後、全て本店に備え付けるものとし、当該支店にはその写しを備え付けるものとする。

4. 顧客カードの記載内容に変更があった場合には訂正措置を施すものとする。

5. 勧誘、契約、売買指示の各段階において、委託者の取引意思を確認するための手続きを明確にし、委託者の取引意思を確認したこと、その意思を忠実に実行していること等についての記録の充実をはかることとする。なお、当該記録の保存期間は取引終了後3年間とする。

(商品先物取引不適格者の参入防止措置)

第4条 当社は、次の各号に該当する委託者への勧誘は常に不適合なものとして一切これを行わず、受託も行わないものとする。また勧誘の過程及び取引の途中に委託者が各号に該当することが明らかになった場合には、以後一切の勧誘及び受託を行わないものとする。

- ①未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘
 - ③破産者で復権を得ない者に対する勧誘
 - ④商品先物取引を借入金で行おうとする者への勧誘
2. 当社は、次の各号に該当する委託者への勧誘は不適合に準ずるものとして原則としてこれを行わず、受託も行わないものとする。但し、次項に掲げる場合にあってはこの限りでない。
- ①長期療養者及びそれに準ずる者に対する勧誘
 - ②一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者に対する勧誘
 - ③農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者に対する勧誘
 - ④一定の高齢者に対する勧誘(75歳以上)
 - ⑤恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持する(収入の過半を占めている)者に対する勧誘
 - ⑥若年者(25歳以下)に対する勧誘
 - ⑦投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘
3. 前項各号に掲げる者について、委託者本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、以下に掲げる例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、かつ、当該例外要件を満たすことが確認できる場合であって、管理総括責任者が認めた場合に限り、前項の適用を除外するものとする。
- ①前項第1号及び第3号に該当する者について、委託者本人より取引を行いたい旨の自書による申出書の差入れがあり、管理総括責任者が正当な理由があると認めること
 - ②前項第2号及び第5号に該当する者について、委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること
 - ③前項第4号及び第6号に該当する者について、委託者が直近3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること
 - ④前項第7号に該当する者について顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること
4. 75歳未満の高齢者についても、予期せぬ大きな損失を被ることにより、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することのないよう注意するものとする。
5. 第1項各号及び第2項各号に該当しない者であっても、管理担当責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

(適合性の審査)

第5条 管理担当責任者は、商品先物取引を行おうとする委託者について、口座設定書及び「顧

客カード」等の書類に基づき、適合性の審査を行う。

2. 管理総括責任者又は副総括責任者は、前項審査の後、再度委託者の十分な自覚のもとに自己の判断と責任に基づいて申し入れされているかについて審査し、受託の適否に係る最終判断を行うものとする。
3. 管理総括責任者又は副総括責任者は、前項の判断に係る記録として、審査者、審査日、審査結果及び判断根拠等を記した記録を作成し、これを保存するものとする。
4. 第2項に定める最終判断が終了する前に約諾書の差入れ、証拠金の受入れ及び売買の受注を行わないものとする。

(取引証拠金の額及び請求方法)

第6条 当社が定める取引証拠金の額は、全ての委託者につき、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社が定める取引追証拠金の額は値洗い損金が取引本証拠金の2分の1を超えることとなったときに請求するものとし、その額は当該値洗い損金の額とする。
3. 前2項における取引証拠金の額等の決定またはその変更については、委託者に周知するとともに、社内にこれを徹底し、その記録を3年間保存するものとする。
4. 前項に係る社内責任者は、管理総括責任者とする。

(勧誘に際しての留意事項)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘は、商品取引所法及び同施行規則に則って行い、委託者に対しては、社名及び商品先物取引の勧誘である事を告知するとともに、その勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。なお、担当外務員は、当該告知及び意思の確認に係る記録を作成し、管理部はこれを保存するものとする。

2. 勧誘を拒否した者(委託を行わない旨の意思及び委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表示した者を含む)に対し、再度の勧誘を行わないものとし、当該者に係る情報を全社的に周知する等再勧誘を行わないよう所要の措置を講ずるものとする。
3. 以下に掲げる勧誘行為は、これを行わないものとする。
 - ①午後9時から翌午前8時の時間帯に、電話又は訪問により行う勧誘
 - ②顧客の意思に反して、長時間にわたり行う勧誘
 - ③顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘
 - ④顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で行う勧誘

(説明義務の履行)

第8条 担当外務員は、勧誘に先立って、受託契約準則及び「商品先物取引・委託のガイド」等の関係書面を交付するとともに、それらを用いて以下の事項を説明するものとし、まず初めに第1号及び第2号に定める事項を説明し、顧客の理解を書面により確認した後に、第3号ないし第6号に定める事項を説明し、顧客の理解を同様の方法により確認するものとする。

- ①商品先物取引は、取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること
- ②商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそ

れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること

- ③取引証拠金等に関する事項
- ④委託手数料に関する事項
- ⑤禁止事項の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
- ⑥その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項

2. 取引に関する専門知識及び経験を有する委託者から本条に定める事項について説明不要との意思表示があった場合であっても、前項に定める説明は必ずおこなうこととする。

(委託者の保護育成措置)

第9条 当社は、直近の3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験がない者を未習熟委託者とし、当該委託者の保護育成措置として、取引開始後3ヶ月の習熟期間内において、次の事項を遵守するものとする。

- ①未習熟委託者の習熟期間内における取引量は、第3条に定める口座設定書により申告を受けた投資可能資金額の3分の1を限度とする。
- ②前号の規定にもかかわらず、未習熟委託者より前号の限度を超える建玉の要請があった場合には、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認することができ、かつ、当該委託者から、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自ら満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、管理総括責任者が認めた場合に限り、これを認めるものとする。
- ③管理部は、習熟期間中の全ての委託者に対し、商品先物取引に係る理解度を確認するため、第8条の規定に準じた項目に関するアンケート調査を2回実施するものとし、未だ理解が十分でないと思われる委託者については、管理部が再度説明を行う等の所要の措置を講ずるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第10条 商品先物取引の受託及び委託の勧誘にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為を行ってはならない。

(違反者における禁止行為)

第11条 社長は、前条に掲げる禁止行為があったと認められた場合、管理総括責任者の具申に基づき、関係者に対して就業規則第56条及び第57条の規定に準じて制裁を行う。

(不正資金の流入防止)

第12条 商品先物取引の受託にあたっては、委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため「顧客カード」、「口座設定書」等によって知り得た委託者の職業(役職)や年収、資産状況等の個々のデータに基づき、取引の資金が自己資金の限度を超える疑いがあると思料されるときは、管理担当責任者は疑義の解明の為の調査を行い、管理責任者はその調査結果に基づいて受託の適否を協議するものとする。

- ①不正資金の流入防止策は、第4条2項③号の項に該当する委託者については本人直筆の申出書の徴収を義務付けているが、当該委託者の実入金額が3,000万円を超えた時、当該委託者の資金について調査を開始する。

- ②調査に当たっては、前号の基準を超過した時、資金の出所を当該委託者から聴取することとする。
- ③調査に当たっては、管理部が中心となり営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門はその把握している当該委託者の情報を全て管理部の責任者に報告する等、調査に協力しなければならない。
- ④当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した時は、当該委託者に速やかに決済するよう要請するものとし、その後の受託はしないものとする。
- ⑤前項の調査についてはその記録を作成し、10年間保存するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第13条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

付 記

- 1. 本規則は、平成10年9月1日より実施する。
- 2. 本規則は、平成12年4月1日より実施する。
- 3. 本規則は、平成13年4月1日より実施する。
- 4. 本規則は、平成13年6月15日より実施する。
- 5. 本規則は、平成15年4月1日より実施する。
- 6. 本規則は、平成15年6月6日より実施する。
- 7. 本規則は、平成16年1月5日より実施する。
- 8. 本規則は、平成17年5月1日より実施する。
- 9. 本規則は、平成17年9月12日より実施する。

⑥外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
50名	17名	19名	48名

⑦委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
332名	179名	321名

⑧苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	1			
取引に係るもの	3	3			
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合 計	4	4	-	-	-

- (注) 1. 「苦情」とは受託業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	1	1			
取引に係るもの					
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合 計	1	1	-	-	-

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

今年度中における訴訟8件は全て前年度より係争中のものであり、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが1件、又、これに対する反訟を含む7件中6件の和解が成立しており1件が係争中です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
8件	0件	7件	1件

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[1,149,602]	[流動負債]	[1,080,724]
現金預金	68,897	短期借入金	50,000
委託者未収金	7,993	未払法人税等	2,219
保管有価証券	41,371	預り証拠金	1,008,716
差入保証金	617,980	その他の流動負債	19,789
委託者先物取引差金	362,742		
預託金	27,000		
繰延税金資産	1,634		
その他の流動資産	22,772		
貸倒引当金	△ 787		
[固定資産]	[622,885]	[固定負債]	[17,609]
有形固定資産	(27,642)	退職給付引当金	17,609
建物	13,212		
車両	3,374	[引当金]	[9,998]
器具及び備品	5,357	商品取引責任準備金	9,998
土地	5,700		
無形固定資産	(9,220)		
電話加入権	4,444		
ソフトウェア	4,776		
投資その他の資産	(586,024)	負債合計	1,108,331
投資有価証券	250	(純資産の部)	
出資金	255,500	株主資本	[664,156]
長期未収債権	21,661	[資本金]	[450,000]
長期差入保証金	177,175	[利益剰余金]	[214,156]
長期貸付金	6,220	利益準備金	28,500
長期前払費用	4,878	その他利益剰余金	185,656
繰延税金資産	107,226	別途積立金	106,500
その他の投資	33,148	繰越利益剰余金	79,156
貸倒引当金	△ 20,034		
		純資産合計	664,156
資産合計	1,772,487	負債純資産合計	1,772,487

②損益計算書

損 益 計 算 書
 [自 平成18年4月 1日
 至 平成19年3月31日]

(単位:千円)

科 目		金 額		
経常損益の部	営業損益	営業収益		
		受取手数料	755,660	
		売買損益	45,350	
			801,009	
	営業費用	販売費及び一般管理費		881,503
		営業利益		△ 80,493
	営業外損益	営業外収益	受取利息及び割引料	481
			その他	24,581
				25,062
		営業外費用	支払利息及び割引料	547
その他			4,693	
		5,240		
	経常利益		△ 60,671	
特別損益の部	特別利益	商品取引責任準備金戻入	96,520	
		貸倒引当金戻入	2,127	
			98,646	
	特別損失	商品取引責任準備金繰入	21,360	
		固定資産除却損	956	
		出資金売却損	1,200	
			23,516	
	税引前当期利益		14,459	
	法人税、住民税及び事業税		710	
	法人税等調整額		8,113	
	当期純利益		5,635	

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日 〕

(単位:千円)

【株主資本】			
資本金	前期末残高		450,000
	当期末残高		450,000
<hr/>			
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		28,500
	当期末残高		28,500
<hr/>			
その他利益剰余金			
別途積立金	前期末残高		106,500
	当期末残高		106,500
<hr/>			
繰越利益剰余金	前期末残高		73,521
	当期変動額	当期純利益金額	5,635
	当期末残高		79,156
<hr/>			
利益剰余金合計	前期末残高		208,521
	当期変動額		5,635
	当期末残高		214,156
<hr/>			
株主資本合計	前期末残高		658,521
	当期変動額		5,635
	当期末残高		664,156
<hr/>			
純資産の部合計	前期末残高		658,521
	当期変動額		5,635
	当期末残高		664,156

④個別注記表

個別注記表
〔自平成18年4月1日
至平成19年3月31日〕

(単位:千円)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) その他の有価証券

移動平均法による原価法

(b) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により、商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債(上場銘柄)	額面金額の65%
株券(一部上場銘柄)	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

無形固定資産 定額法

投資その他の資産

長期前払費用 定額法

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(c) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(4) 営業収益の計上基準

(a) 受取手数料

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

(b) 売買損益(商品先物取引損益)

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式を採用しております。

2. 重要な会計方針に係る事項の変更

(貸借対照表の純資産の部に関する会計基準等)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は664,156千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	53,815 千円
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳 (繰延税金資産)	
預り証拠金	11,536 千円
商品取引責任準備金	4,069 千円
貸倒引当金	7,905 千円
退職給付引当金	7,167 千円
繰越欠損金	87,321 千円
その他	1,692 千円
繰延税金負債との相殺	△ 10,831 千円
繰延税金資産計	108,860 千円
(繰延税金負債)	
借入金	△ 10,831 千円
繰延税金資産との相殺	10,831 千円
繰延税金負債計	- 千円
差引：繰延税金資産の純額	108,860 千円
3. 担保に供している資産及び対応債務	
(1) 担保資産	
現金及び預金	27,000 千円
対応債務	
商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づき委託者保護基金代位弁済保証額	108,000 千円
(2) 預託資産	
取引証拠金等の代用として(株)日本商品取引清算機構へ預託している資産	
保管有価証券	39,231 千円
(3) 分離保管資産資産	
商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象資産の金額	584 千円
同法施行規則第98条の規定に基づき、委託者資産保全措置額	108,000 千円
4. 取締役に対する金銭債務	50,000 千円

4. 1株当たりの情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	737円95銭
(2) 1株当たり当期純利益	6円26銭

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に準じた会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	231%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	150%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	150%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	38%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	60%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	163%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	106%